

令和8年度 市民活動サポートセンター

ロッカー 利用団体募集案内

利用方法

会報等を作成するための印刷用紙や消耗品の保管にご利用ください。



➡ ロッカー
(縦45・横30・奥行45cm)

募集概要

募集対象

- 令和7年度市民活動サポートセンター利用登録団体のうち、令和8年度も引き続き利用登録団体として更新手続きを行った団体（令和8年3月9日までに行ってください）
- 令和8年1月以降に登録した団体

※サポートセンター利用登録の更新手続き方法は、別紙を参照してください。

※複数の関連団体から申込みがあった場合は、1団体からの申込みとして数えます。

募集数

95個（縦45・横30・奥行45cm）

利用料金

無料

利用期間

令和8年4月1日～令和9年3月末日

申込方法

令和8年3月9日（月）【必着】までに下記どちらかの方法でお申込みください。

①電子申請システムでのお申込み 下記URLまたは、右の二次元コードから

<https://ttzk.graffer.jp/city-funabashi/smart-apply/apply-procedure/6238895445298790829>

②「ロッカー利用申込書」及び「ロッカー利用同意書」を記入の上、

サポートセンターへ提出



※申込みされる場合は、令和8年3月9日までにサポートセンター利用登録の更新手続きが必要です。

※申込書はサポートセンターで配布するほか、市HPからもダウンロード可能です。

利用の可否

画面にて3月下旬頃連絡いたします。※申込み多数の場合は抽選

その他

現在貸出対象となっている団体で、令和8年度の利用申し込みがないまたは利用承認されなかつた団体は、令和8年3月31日（火）までに保管物をお引き取りくださいますようお願いします。

利用注意事項

- 船橋市市民活動サポートセンターご利用のしおり（利用規程）に沿ってご利用ください。
- ロッカーには、危険物及び生鮮物等、他人に迷惑を及ぼす物品や現金等の貴重品は保管できません。
- 令和8年度利用規程の改定により、8月末までに利用実績のない場合は、貸出しの決定を取り消すこととなりましたのでご留意ください。（裏面参照）

【申込み・問合せ先】

〒273-0005 船橋市本町1-3-1 フェイスビル5階

船橋市市民活動サポートセンター 電話：047-423-3483

E-mail : shiminkyodo@city.funabashi.lg.jp

ロッカー（設置数95区分：1区分の仕様 縦45・横30・奥行45cm）

登録団体がサポートセンターで行う活動に必要な資料、事務用品及び消耗品等の保管に利用できます。
貴重品や危険物等は保管できません。

貸出しの対象となる団体は、登録団体として承認を受けていることが条件となります。1団体につき1区分、貸出期間は1年間（4月～3月）です。

例年、2月初旬より募集を開始します。（3月上旬の指定する日が申込期限）

利用を希望する場合は、市が定める募集案内に従って申込みください（予めサポートセンター登録更新手続きを行う必要があります。詳細は4～7ページをご覧ください）。貸出しの決定は利用予定内容を確認のうえで判断し、申込多数の場合は抽選とします。貸出期間は1年間（4月～翌年3月）です。ただし、8月末までに利用実績のない場合は、貸出しの決定を取り消します。